

	<p>—開会—</p>
清水会長	<p>それでは、諮問事項の審議に入っていきたいと思います。</p> <p>諮問事項第1号議案「阪神間都市計画下水道の変更（市決定）」について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（多田）	<p>それでは、諮問事項第1号議案「阪神間都市計画下水道の変更（市決定）」について説明させていただきます。三田市都市デザイン課の多田と申します。どうぞよろしく願いたします。失礼して座ってご説明させていただきます。</p> <p>前回の審議会で、事前説明事項第1号議案としてご説明した案件でございます。</p> <p>説明に用いる資料ですが、事前に配布しております右肩に「資料1」、「資料2」と書かれた資料をご用意ください。前面スクリーン及びお手元の画面に「資料1」の議案書と同じ内容を映しておりますので、見やすい方でご覧ください。また、右上に資料1の対応するページを記載しておりますので参考にしてください。それでは、資料に沿って説明させていただきます。</p> <p>資料1の2ページをご覧ください。</p> <p>三田市長から当都市計画審議会会長への諮問文書でございます。</p> <p>令和7年9月16日付けで阪神間都市計画下水道の変更について諮問しております。</p> <p>3ページをご覧ください。</p> <p>こちらが都市計画下水道の変更にかかる計画書でございます。のちほど総括図でご確認いただきますが、志手原・有馬富士地区のコミュニティプラント処理区域を公共下水道区域に編入するにあたり、汚水の排水区域の合計面積が約3,222ヘクタールとなること示されております。</p> <p>次に資料1の4ページ、理由書でございます。資料1と併せて資料2の2ページをご覧ください。</p> <p>前回の審議会で、当初の理由書（素案）についてご意見を頂戴しましたので、修正を加えております。その内容についてご説明いたします。上が修正前で、下が修正後となっております。当初の理由書（素案）の変更理由として、「都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し公共用水域の水質保全を図るため」と表記されておりましたが、現状のコミュニティプラントや農業集落排水であっても公衆衛生の向上に寄与し、公共用水域の水質保全を図っているはずであるので、誤解を招く表現になってしまうのではないかと、というご意見をいただきました。</p> <p>それを受けて、市の考え方として、今回の公共下水道区域への編入のきっかけとなった現状として、施設の老朽化に伴う施設更新の必要性などがあり、ライフサイクルコストを比較検討した中で、下水道区域の再編を行おうとする経緯がありますので、「持続可能な下水道経営を行うため効果的な施設再編を検討した結果、志手原・有馬富士地区を公共下水道区域に編入する」という表現に修正して案を作成しております。</p>

	<p>続きまして、資料1の5ページから7ページは法定図書の総括図でございます。 今お示しているのは用途地域図となっております、各用途地域を色分けして示した地図となっております。 6ページをご覧ください。 こちらの総括図は公共下水道の汚水排水区域を示した図となっております。 赤色でハッチングした部分が今回公共下水道区域に編入しようとする区域をお示しています。 7ページをご覧ください。 こちらは公共下水道の雨水排水区域を示している図でございます。 今回、雨水排水区域に変更はございません。 8ページをご覧ください。 下水道変更にかかる議案書の最後となります。参考図書の変更前後対照表でございます。変更部分といたしましては、先に地図でもご説明いたしましたが、排水区域の汚水にかかる部分でございます、面積が約133ヘクタール増えることになり、合計で約3,222ヘクタールとなることを示しております。議案書の説明は以上となります。 最後に資料2の3ページをご覧ください。 こちらは、本日の都市計画審議会が開催される前に実施した案の縦覧及び住民からの意見募集の結果をお示しいたします。縦覧期間は、令和7年9月8日(月)から9月22日(月)までの2週間行いました。縦覧方法は、市役所都市デザイン課窓口と市ウェブサイトにて同じ図書を掲載し縦覧に供しました。その結果、窓口での縦覧者数は0人、市ウェブサイトでの縦覧件数は23件でした。 また、意見書の提出期限についても9月22日までとし、対象者である住民及び利害関係者から募集した結果、意見の提出はございませんでした。 資料2の4ページをご覧ください。最後に、都市計画変更手続きのスケジュールについてです。 前回、7月31日に事前説明を終え、変更案をもって県協議、案の縦覧及び意見書の提出期間を終えております。本日の本審議会で「変更を支障なし」の答申がいただけましたら、令和7年10月下旬ごろに都市計画の変更告示を行う予定としております。 以上で第1号議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>清水会長      ただいまの事務局からの説明について、ご意見・ご質問があれば、お名前をおっしゃってから発言をお願いいたします。</p> <p>村手委員      前回の審議会の後に県との協議をされているようですが、県から何らかの意見等がありましたでしょうか。</p> <p>事務局(多田)      特に意見はいただいております。</p>
--	--

<p>今北委員</p>	<p>修正してもらった理由書の文言についてはよく考えていただいたと思います。                  地元に行って市民の方向けに説明会をしたと聞いています。そこで対象になっている方々からどういった意見が出たのでしょうか。</p>
<p>事務局（多田）</p>	<p>地元の方からの質問としては、公共下水道区域に編入された場合に水道の使用料などが変わるのかという質問、維持管理・更新費用の増大についての具体的な内容や数値を知りたいという質問、事業全体のスケジュールを教えてほしいという質問がありました。                  それに対する回答としては、使用料などに変更は生じず、具体的な費用については、前回の事前説明で下水道課から説明をさせていただいたものと同じ内容の説明をしております。事業スケジュールについても、具体的に地元の方には説明をし、工事の際は改めて地域説明に入るといふかたちで納得いただいております。</p>
<p>今北委員</p>	<p>これは揚げ足取りになるかもしれませんが、地元の方全員が納得しているわけではありません。私は地元の方からいろいろな意見を聞かせていただいております。納得してもらっていませんではなく、これからも納得してもらえるような説明を続けますというような回答にしてもらわなければいけない。すでに全員納得しているからそのまま進めてよいというわけではないと思います。</p>
<p>上下水道部次長 曾根</p>	<p>ご指摘のように全員の方に納得していただいているとは当然思っておりませんし、委員もご存知のように地域の方から意見をいただいて協議もしている状況でございます。今後どこまでできるかわかりませんが引き続き農業部局も入った中で協議の方を進めていこうと思っております。実際、工事に入る際には説明の方をさせていただこうと思っております。</p>
<p>今北委員</p>	<p>決して全員の方が納得したわけではないので、そのあたりはきちんと調整に入ってください、スケジュールについても示されていますので、それに則って一人でも多くの方に納得いただいたと言えるような進め方をさせていただけるようお願いしたいと思います。</p>
<p>清水会長</p>	<p>他にご質問がないようですので、ただいまの議案につきまして、原案の承認の賛否をお諮りします。                  第1号議案「阪神間都市計画下水道の変更（市決定）」について、原案どおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。  <p style="text-align: center;">「賛成委員の挙手」</p>                 全員挙手でございます。よって、第1号議案は、原案どおり承認することに決定します。それでは、引き続き、第2号議案の審議に入っていきたいと思います。</p>

<p>事務局（中東）</p>	<p>諮問事項第2号議案「阪神間都市計画道路（三田幹線ほか3路線）の変更（市決定）」について、事務局よりの説明をお願いします。</p> <p>それでは、諮問事項第2号議案「阪神間都市計画道路（三田幹線ほか3路線）の変更（市決定）」についてご説明いたします。都市デザイン課の中東と申します。失礼して着座にてご説明させていただきます。</p> <p>前回の審議会で、事前説明事項第2号議案としてご説明した案件でございます。</p> <p>資料は、お手元にあります右肩に「資料1」と「資料2」と書かれたものになります。議案書の「資料1」につきましては、諮問文書と都市計画図書及び参考となる資料を添付しております。資料1と同じ内容を前面スクリーン及びお手元の画面に表示いたします。右上に資料1と対応するページを記載しておりますので、参考にしてください。</p> <p>それでは、資料1の10ページをご覧ください。</p> <p>三田市長から当都市計画審議会への諮問文書でございます。令和7年9月16日付けで阪神間都市計画道路（三田幹線ほか3路線）の変更について諮問しております。</p> <p>11、12ページをご覧ください。</p> <p>まず、こちらが、都市計画道路の変更に係る計画書となります。</p> <p>計画書には、それぞれの区間における位置や区域、構造が記載されており、今回、変更をしようとする4路線の変更後の内容を反映したものとなっております。</p> <p>変更内容については、変更前後対照表を用いて、詳しく説明させていただきます。</p> <p>資料とびまして、16、17ページをご覧ください。</p> <p>アンダーラインが変更箇所を示しております。</p> <p>まず、16ページで示している三田幹線についてですが、三田本町駅前広場は、もともとは都市計画道路本町西山線に含まれていましたが、現在、一部区間の廃止の手続きを進めており、この駅前広場はすでに整備済みであることも踏まえ、三田幹線の都市計画道路区域に追加する内容となっております。</p> <p>次に、17ページにあります三輪下田中線ですが、一部区間廃止に伴い、延長と構造の記載内容に変更が生じております。横山天神線についても、一部区間廃止に伴い、起点の名称、延長、構造の記載内容に変更が生じております。最後の本町西山線については、代表幅員の変更に伴う番号の変更、起点の名称、経由地、延長、幅員、構造の記載内容、及び三田本町駅前広場を三田幹線に区域変更することによる変更が生じております。</p> <p>13ページをご覧ください。</p> <p>こちらは理由書になります。</p> <p>理由書になりますが、「三田市都市計画道路見直し方針を策定し、この方針に基づき、先ほど説明した4路線の変更を行うものである。」としております。</p> <p>14ページをご覧ください。</p> <p>こちらが計画図となります。青色で着色されている路線が既決定の都市計画道路であり、黄色で着色されている箇所が廃止する区間を示したものとなっております。</p> <p>15ページをご覧ください。</p>
----------------	---

	<p>こちらが総括図となります。</p> <p>総括図というものは、都市計画の内容を一目で把握できるものであり、今回の道路の変更も反映した図書として作成しております。また、総括図の原本サイズは、A0サイズで作成しており、本日お配りしている図書は、A4での縮小したものであり、都市計画の内容がわかりづらいかと思しますので、参考に拡大したのも資料として用意させていただきました。こちらが拡大図となります。資料2の6ページにも同じ資料を添付しております。都市計画道路の変更箇所を旗揚げしております。</p> <p>以上が、阪神間都市計画道路（三田幹線ほか3路線）における都市計画変更案の内容でございます。</p> <p>次に資料2の7ページをご覧ください。</p> <p>本日の都市計画審議会が開催される前に実施した、案の縦覧及び住民からの意見募集の結果をお示しいたします。これまでに実施した説明会などでもこの縦覧手続きや意見募集については周知させていただき、今回も市広報誌や市ウェブサイトを活用して、周知を図っております。縦覧期間は、令和7年9月8日（月）から9月22日（月）までの2週間で行いました。縦覧方法は、市役所都市デザイン課窓口と市ウェブサイトでも同じ図書を掲載し縦覧に供しました。その結果、窓口での縦覧者数は0人、市ウェブサイトでの縦覧件数は28件でした。また、意見書の提出期限についても9月22日までとし、対象者である住民及び利害関係者から募集した結果、意見の提出はございませんでした。</p> <p>最後に、都市計画変更手続きのスケジュールについてです。</p> <p>前回、7月31日に事前説明を終え、変更案をもって県協議、案の縦覧及び意見書の提出期間を終えております。本日の本審議会で「変更に支障なし」の答申がいただけましたら、令和7年10月下旬ごろに都市計画の変更告示を行う予定としております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
清水会長	<p>ただいまの事務局からの説明について、ご意見・ご質問があれば、お名前をおっしゃってから発言をお願いいたします。</p>
村手委員	<p>第1号議案と同様に、県との協議の中で意見があったかどうかということと、前回、利害のある方々に個別に資料を送付しているということでしたが、その後、問い合わせ、あるいは意見などありましたでしょうか。</p>
事務局（中東）	<p>まず1点目の県との協議ですけど、特段今回の協議の中でご意見なく受け取っていただいたかたちとなっております。2点目、前回は踏まえたうえでの問い合わせ等については、特段問い合わせもございませんでした。また窓口での質問として、いつ都市計画道路が廃止となるのかという相談はございますので、現在進めている手続きの説明をしているかたちとなっております。</p>
今北委員	<p>我々のところに、多くの問い合わせがあり、対象者の方からいろいろな疑問を聞いてい</p>

<p>事務局（中東）</p>	<p>ます。細かなところまで心配されている方がたくさんおられます。そこで、先ほどの議案と一緒に、何もなかったとしてはいけないと思います。議案については賛成ですが、都市計画変更後のフォローだけはきちんとしていかなければならないのではないのでしょうか。</p> <p>委員がおっしゃっていたように、これまで長期に渡って制限をかけてきたところがございますので、今回の変更に至る手続きの中でも、しっかりと説明する機会を設け、周知を図ってきたところでありますが、引き続き、意見のある方には丁寧に説明していきたいと思っていますのでどうぞよろしく願いいたします。</p>
<p>木村委員</p>	<p>第1号議案と同じように、変更案の縦覧者数が少ないですが、いままでの類似事例でも同様に少なかったのでしょうか。</p>
<p>事務局（中東）</p>	<p>縦覧の件数についてはこのデータのとおりかと思いますが、この都市計画道路の変更にしましては、今回の縦覧以外に、見直し方針策定時や素案を作る段階でデータを残しておきまして、閲覧件数を見ていくと300件であったりとか、たくさん見ていただいている状況でありますので、今回の縦覧をあげたページの閲覧件数としては少なく見えるかもしれませんが、これに至るまでの中で説明をしているかたちとなっておりますので、ご理解いただきたいと思います。</p>
<p>木村委員</p>	<p>確かにいろいろ公開されているとは思いますが、地域の説明会の数が多くはなかったのかなと思います。まちづくりの重要な決定事項に市民の方も関心がないことはないと思うのですが、やはり知る機会がなかったり、その重要性なども含めて、なかなか把握されにくいということもあるかと思っています。もちろんこれまでも色々な工夫をされていると思いますが、やはり今後のまちづくり、都市計画に多くの市民の方々が参加して決定していくといったプロセスが必要であるかと思っていますので、周知や啓発など、そういったところも今後も引き続き工夫や検討をしていただけたら良いかなと、お願いしたいと思っています。</p>
<p>事務局（中東）</p>	<p>まちづくりというのは地域の方と一緒にしていかなければならないとはもちろん思っておりますので、計画を作る中でそういった意見が吸い上げられるかたちを考えていきながら今後のまちづくりを進めていきたいと思っております。</p>
<p>木村委員</p>	<p>都市計画道路の廃止に伴い存続となる箇所について今後のスケジュールはありますでしょうか。</p>
<p>事務局（中東）</p>	<p>現時点では、三輪下田中線、横山天神線については明確にいつから事業化できるかということをお伝えするのは難しいところではありますが、市民の方にお伝えすることは重</p>

<p>清水会長</p>	<p>要であると考えておりますので、事業部局と調整しながら進めていきたいと思っております。</p> <p>ほかございませんようでしたら承認の賛否に移りたいと思います。</p> <p>それでは、ただいまの議案につきまして、原案の承認の賛否をお諮りします。</p> <p>第2号議案「阪神間都市計画道路（三田幹線ほか3路線）の変更（市決定）」について、原案どおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">「賛成委員の挙手」</p> <p>全員挙手でございます。</p> <p>以上で、第1号議案、第2号議案ともに承認されました。事務局におかれましては、それぞれの都市計画の変更手続きをすすめていただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">—閉会—</p>
-------------	--